

独立行政法人国立科学博物館の役職員の報酬・給与等について

役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

平成19年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

役員に支給される給与のうち、期末特別手当については、文部科学省独立行政法人評価委員会が行う業績評価の結果を参考にして、その額の100分の10の範囲内で増減することができることとしている。

役員報酬基準の改定内容

館長	職員給与規程に準じて、特別地域手当率を13%から14%に引き上げた。ただし、平成18年3月31日から引き続く任期の役員にあっては、その任期中は特別地域手当率は12%とする。
理事	職員給与規程に準じて、特別地域手当率を13%から14%に引き上げた。ただし、平成18年3月31日から引き続く任期の役員にあっては、その任期中は特別地域手当率は12%とする。
監事(非常勤)	改定なし

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成19年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
		報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任	
館長	千円 20,669	千円 12,780	千円 5,686	千円 1,533 670 (特別地域手当) (通勤手当)			*
理事	千円 15,028	千円 9,408	千円 4,249	千円 1,317 54 (特別地域手当) (通勤手当)			
A 監事 (非常勤)	千円 204	千円 204	千円 0	千円 0 ()			
B 監事 (非常勤)	千円 204	千円 204	千円 0	千円 0 ()			

注1:「特別地域手当」とは、民間の賃金水準が高い地域に在勤する役員に支給しているものである。
注2:本表の「前職」欄の「*」は、退職公務員(本府省課長・企画官相当職以上で退職した者)であることを示し、「」は役員出向者(国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第7条の3第1項に規定する独立行政法人等役員となるために本府省課長・企画官相当職以上で退職をし、かつ、引き続き同項に規定する独立行政法人等役員として在職する者)であることを示す。

3 役員の退職手当の支給状況(平成19年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘 要	前職
館長	千円	年 月			該当者なし	
理事	千円 1,960	年 月 1 8	H18.11.5	1.0	役員退職手当規程に基づき、独立行政法人評価委員会が行う業績評価の結果により決定	
監事	千円	年 月			該当者なし	

注:本表の「前職」欄の「」は、独立行政法人等の退職者(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)の対象法人の退職者)であることを示す。

職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

人件費管理の基本方針

[職員数及び効率化等を勘案した人件費を算出し、その範囲内で行っている。]

職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

[独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第63条第3項に基づき、業務の実績を考慮し、かつ、社会一般の情勢(国家公務員等の給与水準)に適合したものとなるよう、学歴、免許・資格、職務経験等を基に給与決定を行っている。]

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

[博物館の管理運営、調査・研究、資料の収集・保管及び展示・学習支援等の業務に従事し、勤務成績の優秀な職員に対し、昇給及び勤勉手当の成績率の加算を行っている。また、現に受けている俸給を受けるに至ったときから一定期間を良好な成績で勤務した場合には昇給することができ、上位の職務に決定される資格を有するに至った場合には昇任することができ、その職務に応じて昇格させる。]

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
俸給月額 (昇格)	勤務成績が良好で、かつ昇格基準に達している場合、1級上位の級に昇格させることができる。また、上位の級に決定される資格を有するに至った場合は、その資格に応じた級に昇格させることができる。
俸給月額 (昇給)	一定期間を良好な成績で勤務したときに、その成績に応じ、上位の号俸に昇給させることができる。
賞与・勤勉手当 (査定分)	基準日以前6箇月以内の期間における、勤務成績に応じて支給割合(成績率)を決定している。

ウ 平成19年度における給与制度の主な改正点

[国における給与構造改革を踏まえた改正等
 ・地域手当支給割合の改定(東京地区14%、筑波地区6%)
 ・管理職手当の定額化
 ・扶養手当について3人目以降の子等に係る支給月額を1,000円引き上げ(5,000円→6,000円)
 平成19年人事院勧告を踏まえた改正
 ・俸給表について初任給を中心に若年層に限定した引き上げ
 (一般職俸給表1級1.1%、2級0.6%、3級0.0%、4級以上は改定なし、他俸給表もこれを基本に改定)
 ・扶養手当について子等に係る支給月額を500円引き上げ(6,000円→6,500円)
 ・地域手当支給割合の遡り改定(東京地区14.5%、筑波地区6.5%)
 ・期末・勤勉手当の年間支給割合を0.05月分引き上げ(4.45月分→4.5月分)]

2 職員給与の支給状況

職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成19年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
常勤職員	人 118	歳 45.6	千円 8,174	千円 6,009	千円 145	千円 2,165
事務・技術	人 44	歳 39.5	千円 6,299	千円 4,642	千円 170	千円 1,657
研究職種	人 69	歳 49.5	千円 9,566	千円 7,023	千円 132	千円 2,543
技能・労務職種	人 5	歳 46.9	千円 5,446	千円 4,028	千円 99	千円 1,418
医療職種 (病院医師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (高等専門学校教員)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円

在外職員	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
------	------------	---	----	----	----	----

任期付職員	人 1	歳	千円	千円	千円	千円
事務・技術	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
研究職種	人 1	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (高等専門学校教員)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円

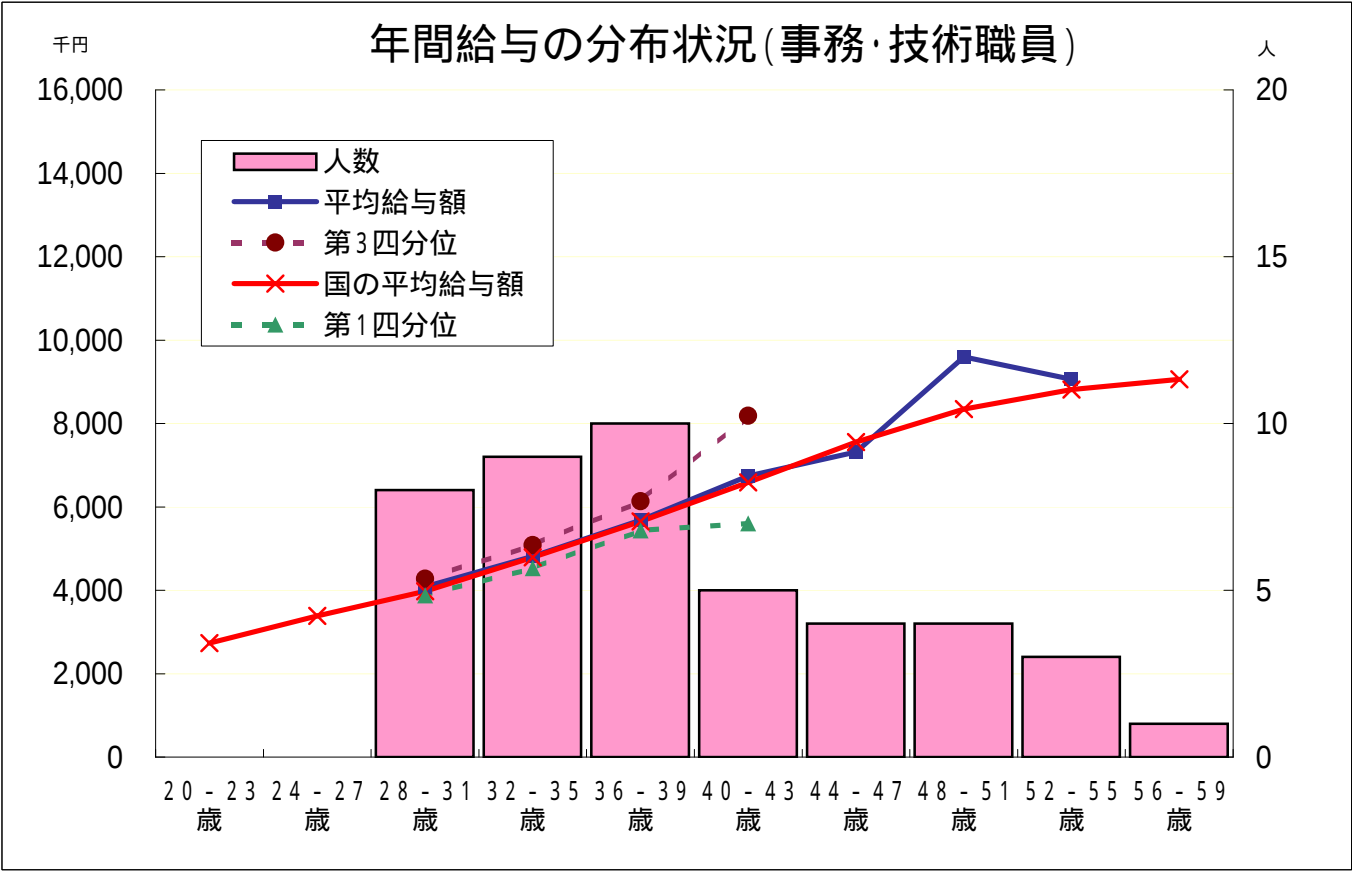
再任用職員	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
研究職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (高等専門学校教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円

非常勤職員	人 15	歳 35.5	千円 3,726	千円 2,797	千円 139	千円 929
事務・技術	人 9	歳 33.8	千円 3,493	千円 2,620	千円 157	千円 873
研究職種	人 5	歳 32.7	千円 4,154	千円 3,133	千円 123	千円 1,021
技能・労務職種	人 1	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (高等専門学校教員)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円

注1: 常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2: 任期付職員及び非常勤職員の技能・労務職種については、該当者が1人のため、個人情報保護の観点から人数以外は記載していない。

年間給与の分布状況(事務・技術職員 / 研究職員)〔在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。
以下、 まで同じ。〕

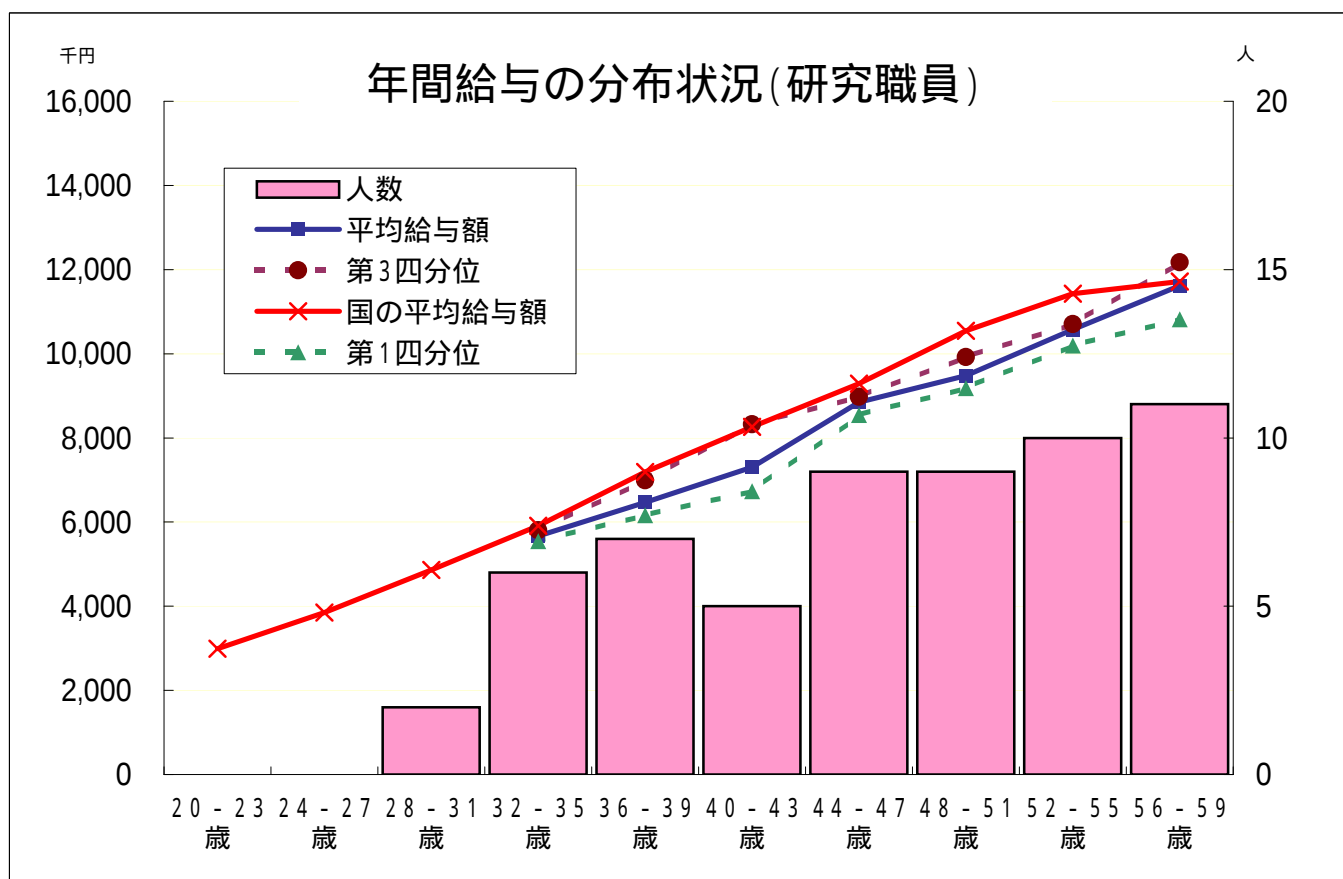


注1: の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、 まで同じ。
注2: 56～59歳の該当者は1人のため、個人情報保護の観点から年間給与については表示していない。
注3: 44～47歳、48～51歳及び52～55歳の該当者は4人以下のため個人情報保護の観点から第1・第3分位折れ線を表示していない。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
代表的職位	人	歳	千円	千円	千円
部長	2	51.5			
本部課長	6	48.0	8,181	8,659	8,818
課長補佐	3	49.2		7,773	
係長	14	40.1	5,494	6,014	6,255
主任	7	36.8	4,528	5,017	5,544
係員	12	31.6	3,913	4,326	4,497

注1: 部長については、該当者が2人のため個人情報保護の観点から年間給与の平均額は記載していない。
注2: 課長補佐については、該当者が4人以下のため個人情報保護の観点から第1・第3分位を記載していない。



注1: 28～31歳の該当者は2人のため、個人情報保護の観点から年間給与については表示していない。

(研究職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
代表的職位	人	歳	千円	千円	千円
研究部長	8	59.9	12,579	12,644	13,282
研究課長	14	56.2	10,293	11,183	12,171
主任研究員	35	49.3	8,524	9,206	10,343
研究員	13	35.3	5,590	5,938	6,193

注1: 研究課長には相当職である研究グループ長を含む。

注2: 主任研究員には相当職である研究主幹を含む。

職級別在職状況等(平成20年4月1日現在)(事務・技術職員 / 研究職員)

常勤職員

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
標準的な職位		係員	主任	係長	課長補佐	課長	課長	部長
人員 (割合)	44 (0.0%)	16 (36.4%)	17 (38.6%)	3 (6.8%)	5 (11.4%)	1 (2.3%)	2 (4.5%)	
年齢(最高 ～最低)		～	39～28	52～35	55～45	58～40	～	～
所定内給 与年額(最高 ～最低)		～	3,751 ～2,816	5,413 ～3,657	5,678 ～5,405	6,543 ～5,726	～	～
年間給与 額(最高～ 最低)		～	5,117 ～3,854	7,455 ～5,080	7,948 ～7,521	8,818 ～8,049	～	～

注:6級及び7級については、該当者が2人以下のため個人情報保護の観点から人数以外は記載していない。

(研究職員)

研究職員

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		研究員	研究員	主任研究員	研究課長 主任研究員	研究部長 研究課長
人員 (割合)	69 (0.0%)	0 (17.4%)	12 (17.4%)	12 (36.2%)	25 (29.0%)	20
年齢(最高 ～最低)		～	40～29	62～39	61～45	63～52
所定内給 与年額(最高 ～最低)		～	4,657 ～3,738	6,925 ～4,769	8,038 ～6,312	9,524 ～7,760
年間給与 額(最高～ 最低)		～	6,412 ～5,211	9,383 ～6,672	10,718 ～8,524	13,524 ～10,576

任期付職員

(研究職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		研究員	研究員	主任研究員	研究課長 主任研究員	研究部長 研究課長
人員 (割合)		(%)	(%)	(%)	(%)	(%)
年齢(最高 ～最低)	～	～	～	～	～	～
所定内給 与年額(最高 ～最低)	～	～	～	～	～	～
年間給与 額(最高 ～最低)	～	～	～	～	～	～

注:任期付職員(研究職員)については、該当者が1人のため個人情報保護の観点から「職級」及び「標準的な職位」を除き記載していない。

賞与(平成19年度)における査定部分の比率(事務・技術職員 / 研究職員)

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	%	%	%
	最高～最低	%	%	%
		～	～	～
一般 職員	一律支給分(期末相当)	% 66.3	% 67.9	% 67.1
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 33.7	% 32.1	% 32.9
	最高～最低	%	%	%
		38.1～31.2	37.4～26.9	35.7～29.0

注:管理職員については、該当者が2人のため個人情報保護の観点から記載していない。

(研究職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	% 55.5	% 59.6	% 57.6
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 44.5	% 40.4	% 42.4
	最高～最低	%	%	%
		47.6～42.3	43.5～39.2	43.7～40.8
一般 職員	一律支給分(期末相当)	% 66.1	% 67.9	% 67.0
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 33.9	% 32.1	% 33.0
	最高～最低	%	%	%
		37.1～31.8	37.4～30.0	35.7～30.9

職員と国家公務員及び他の独立行政法人との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員 / 研究職員)

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

102.4

対他法人

94.5

(研究職員)

対国家公務員(研究職)

94.0

対他法人

92.9

注: 当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他法人」においては、すべての独立行政法人を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○ 事務・技術職員

項目	内容		
指数の状況	対国家公務員 102.4		
	参考	地域勘案	91.7
		学歴勘案	101.1
		地域・学歴勘案	90.6
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	本法人の事務・技術職員は東京23区及び茨城県つくば市にのみ在勤しており、それぞれ地域手当が支給されていることから、地域手当非支給地も含まれる全国に勤務している国家公務員の行政職(一)俸給表適用者と比較すると、地域手当分が影響していると思われる。なお、在勤地域を勘案した比較指標は91.7となり100を下回ることとなる。		
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 91.9% (国からの財政支出額 3,222,017千円、支出予算の総額 3,505,739千円：平成19年度予算)		
	【検証結果】 俸給表、諸手当等の給与体系は国家公務員に準拠しており、また、在勤地域を勘案した対国家公務員指数は100を下回っているので給与水準は適切であると考ええる。		
講ずる措置	【累積欠損額について】 累積欠損額0円(平成18年度決算)		
	平成22年度における対国家公務員指数は、年齢勘案、年齢・地域・学歴勘案とも100以下を見込んでいる。今後も、国家公務員の給与制度を踏まえながら、組織体制の見直し等により適切な給与水準となるよう運用することとし、平成22年度までに対国家公務員指数が100以下となるよう努める。また、事務・技術職員に占める管理職の割合は15.9%、大卒以上の高学歴者の割合は65.9%となっており、平成19年度決算における支出総額に占める給与、報酬等の支給総額の割合は31.3%となっている。		

○ 研究職員

項目	内容		
指数の状況	対国家公務員 94.0		
	参考	地域勘案	92.5
		学歴勘案	93.0
		地域・学歴勘案	91.8
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	該当なし		
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 91.9% (国からの財政支出額 3,222,017千円、支出予算の総額 3,505,739千円：平成19年度予算)		
	【検証結果】 俸給表、諸手当等の給与体系は国家公務員に準拠しており、また、対国家公務員指数は100を下回っているので給与水準は適切であると考ええる。		
講ずる措置	【累積欠損額について】 累積欠損額0円(平成18年度決算)		
	今後も、国家公務員の給与制度を踏まえながら、組織体制の見直し等により適切な給与水準となるよう運用する。		

総人件費について

区 分	当年度 (平成19年度)	前年度 (平成18年度)	比較増 減	中期目標期間開始時(平成18年度)からの増 減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 1,166,460	千円 1,182,701	千円 (%) ▲ 16,241 (▲ 1.4)	千円 (%) ▲ 16,241 (▲ 1.4)
退職手当支給額 (B)	千円 166,064	千円 46,774	千円 (%) 119,290 (255.0)	千円 (%) 119,290 (255.0)
非常勤役職員等給与 (C)	千円 247,841	千円 208,061	千円 (%) 39,780 (19.1)	千円 (%) 39,780 (19.1)
福利厚生費 (D)	千円 187,395	千円 189,108	千円 (%) ▲ 1,713 (▲ 0.9)	千円 (%) ▲ 1,713 (▲ 0.9)
最広義人件費 (A + B + C + D)	千円 1,767,760	千円 1,626,644	千円 (%) 141,116 (8.7)	千円 (%) 141,116 (8.7)

総人件費について参考となる事項

前年度比増減理由について

「給与、報酬等支給総額」…退職者の後任不補充により1.4%減となっている。

「最広義人件費」…退職者の増に伴う退職手当支給額の増により8.7%増となっている。

「行政改革の重要方針(平成17年12月24日閣議決定)」による人件費削減の取組の状況
)中期目標において、国家公務員に準じた人件費削減の取組を行うとともに、役職員の給与に関し、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しに取り組むこととしている。

)中期計画において、退職手当、福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)、及び今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分を除き、平成17年度と比して5年間で5%以上の削減を図ることとしている。

人件費削減の取組の進捗状況

年 度	基準年度 (平成17年度)	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
給与、報酬等支給総額 (千円)	1,221,881	1,182,701	1,166,460			
人件費削減率 (%)		▲ 3.2	▲ 4.5			
人件費削減率(補正值) (%)		▲ 3.2	▲ 5.2			

注「人件費削減率(補正值)」とは、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定分を除いた削減率である。なお、平成18年、平成19年の行政職(一)職員の年間平均給与の増減率はそれぞれ0%、0.7%である。

法人が必要と認める事項

特になし